

令和 2 年 4 月 30 日

保護者 様

富士宮市教育委員会
(学 校 教 育 課)

新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休業の延長について

日頃より本市小中学校の教育活動に対しまして、多大なる御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための対策として、下記の対応をとることいたします。

つきましては、内容について御確認の上、感染拡大を防ぐために何卒、御理解と御協力のほど、よろしくお願いします。

記

- 1 対 象 富士宮市立のすべての小中学校
- 2 延長期間 令和 2 年 5 月 31 日（日）まで
- 3 学校再開予定日 令和 2 年 6 月 1 日（月）※給食もこの日から開始する
- 4 休業中の学校の対応について
 - (1) 延長期間についても児童生徒の一時預かりを行います。緊急事態宣言の中でもあるため、できる限りの自粛をお願いします。新たに一時預かりを希望する場合には、市のホームページにある申請書の提出をお願いします。
 - (2) 学校から延長期間分の課題の受け渡しを行います。受け渡しの方法や課題の内容についてはメールもしくはホームページでお知らせします。
 - (3) 気になることや問合せなどがありましたら、学校へ連絡をお願いします。
- 5 留意事項
 - (1) 子供に関すること
 - 不要な外出を控える
 - ・運動や遊びは、「密室・密集・密接」を避けたり、短時間にとどめたりしてください。
 - 学校から出された課題に計画的に取り組む
 - ・日中は時間を決めて計画的に学習をお願いします。学校からの課題に追加して e ライブラリなどのオンライン学習システムを必要に応じて活用してください。
 - (2) 保護者の皆様へのお願い
 - 家庭内における予防対策
 - ・家族全員の毎日の検温と健康観察をお願いします。
 - 留守番時の注意事項の確認
 - ・来客や電話の対応をする場合、家庭内でのルールを決めておいてください。
 - 規則正しい生活習慣のためのルールづくり
- 6 その他

今後の感染状況により、臨時休業や一時預かりの期間が変更になることがあります。学校からメール、ホームページ等でお知らせしますので、確認をお願いします。